

図書室及び図書の利用に関する規則

(図書室)

第1条 本校に図書室をおく。図書室は次のとおりとする。

- (1) 本館図書室（本館1階）
 - (2) 2号館視能訓練士科図書室（2号館3階）
 - (3) 2号館理学療法士科図書室（2号館2階）
 - (4) 2号館言語聴覚士科図書室（2号館1階）
 - (5) 5号館作業療法士科図書室（5号館1階）
- 2 本館図書室には主に診療放射線科、臨床工学科、臨床工学専攻科、診療情報管理士科関係の専門書及び基礎科目関係、一般書、辞典関係、雑誌等を配架する。
- 3 上記（2）～（5）にはそれぞれ当該学科の専門書等を配架する。

(利用資格)

第2条 図書室を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の在校生
- (2) 本校の教職員、非常勤講師及び実習指導者
- (3) 本校の卒業生
- (4) その他、学校が許可した者

(開室時間)

第3条 開室時間は、原則として平日の午前9時より午後5時までとする。ただし、貸出及び返却の手続は、午後4時30分までとする。また、必要に応じて開室時間を変更することがある。

- 2 2号館、5号館の開室時間は別に定める。

(休室日)

第4条 本校図書室の休室日は次のとおりとする。

- (1) 土曜・日曜・祝日・本校の定めた休日
- (2) 長期休暇中（期間はその都度掲示する。）
- (3) 室内整理日（期間はその都度掲示する。）
- (4) その他学校の都合により指示した日（期間はその都度掲示する。）

(入室)

第5条 利用者が図書室に入るときは、学生は学生証、その他は身分を証明するものを携行し、図書室職員の要求があった場合、これを提示しなければならない。

- 2 学生、教職員は必ず名札を着用し、入退出時に利用者名簿に必要事項を記入しなければならない。ただし返却のみの利用の場合は利用者名簿の記載は不要とする。
- 3 貴重品及び筆記用具以外は持ち込まないこと。但し、学習に必要な図書は図書室職員の許可を得て持ち込むことができる。その他の持ち物は所定のロッカーに入れること。

4 室内での飲食は厳禁である。持ち込みも禁止とする。

(閲覧)

第6条 図書室を利用する者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 図書の取扱いは丁寧にし、所定の場所以外で閲覧してはならない。また、書入れ汚損等しないこと。
- (2) 図書の閲覧後は、元の位置へ返却すること。
- (3) 室内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけてはならない。
- (4) 閲覧は閲覧スペース内において行い、下記に定める貸出の手続きを経していない図書等は図書室外に持ち出してはならない。
- (5) 禁帯出の図書（参考図書・辞書・雑誌類）は自由に閲覧できるが、室外貸出はできない。

(図書の貸出)

第7条 図書及び視聴覚資料の貸出は、禁帯出のものを除き、学生証および図書利用者カードを提示し、所定の手続きをして、貸出を受けることができる。

- 2 図書の貸出冊数は、1人3冊までとする。
- 3 図書の貸出期間は、原則2泊3日以内とする。ただし、さらに継続して借り出したいときは、一度返却のうえ他に希望者がいない場合には再度貸出手続きをとり、貸出を受けることができる。
- 4 視聴覚資料の貸出個数及び期間については、その種類により別に定める。
- 5 貸出図書、視聴覚資料は他に転貸してはならない。
- 6 各学科の専門図書についてはそれぞれの学科の貸出規程がある場合は、それに準じて貸出を行う。

(他科図書室の利用)

第8条 他学科の図書室の利用を希望する場合は、所属学科の教務にその旨を伝え、該当学科の教務に図書室利用の許可を得ること。

(貸出期間の遵守)

第9条 貸出図書等は必ず期限までに返却しなければならない。期限が守られない場合は、一定期間貸出を停止、あるいは同一の図書又は相当の金額を弁償させることがある。

(紛失、損傷)

第10条 利用者が図書、備品等を紛失、又は損傷した者は図書室職員に届け出るとともに、同一図書又は相当の金額を弁償しなければならない。

(その他)

第11条 室内の机、椅子等その他の備品を勝手に移動させないこと。

- 2 退室のときは机、椅子等は元通り整理しておくこと。
- 3 各図書室では無線LANシステムによりインターネットが利用できる。各自でノートパソコンを用意し、使用する場合は図書室職員へ申し出ること。

4 図書の検索については、本館図書室及び各科に設置している図書検索用 PC（図書丸ねつと）により、本学蔵書の検索が可能である。

（罰則）

第 12 条 この利用案内で定められていることに反したり、又は図書室職員の指示に従わない者に対しては、直ちに退室を命じ、図書室の利用を制限又は停止することがある。

附 則

この規則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。